

## 労働者派遣

### (総 則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の労働者派遣契約に基づき、日本国の法令を遵守し、誠実にこれを履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の労働者派遣契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書、図面、設計書、現場説明書及び質疑回答書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、自己の雇用する要員の中から派遣する労働者（以下「担当労働者」という。）を定め、発注者の定める担当労働者に対して直接指揮命令を行う者（以下「指揮命令者」という。）の下で発注者の業務に従事させるものとする。

3 仕様書等に明示されていないもの又は仕様書等の交互符合しないものを発見したときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者の指揮命令者又は発注者の派遣先責任者（以下「派遣先責任者」という。）の指示に従うものとする。

4 この契約書により、又はこの契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、指揮命令者を經由しなければならない。

### (業務の範囲)

第2条 派遣業務の範囲は、仕様書等に定めるとおりとし、受注者及び担当労働者は仕様書等に基づき、業務の本旨に従い善良な管理者の注意をもって業務を遂行しなければならない。

### (派遣法の手続き)

第3条 受注者は発注者に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づき特定労働者派遣事業の届出の受理又は労働者派遣事業の許可、その他技術者派遣を行うのに必要な同法所定の手続きをすべて適法に完了していることを誓約し、保証するとともに厚生労働大臣の届出受理番号または許可番号が頭書記載のとおりであることを証明するものとする。

### (責任者)

第4条 発注者は派遣先責任者を、受注者は受注者の派遣元責任者（以下「派遣元責任者」という。）をそれぞれ選任して、仕様書にこれを定めるものとする。

2 派遣先責任者及び派遣元責任者は本契約書及び仕様書等並びに派遣法の定めに従いその職務を遂行するものとする。

3 発注者及び受注者は、派遣先責任者又は派遣元責任者を変更する場合には、相手方に対し、事前に書面をもって通知するものとする。

(指揮命令)

第5条 発注者は、指揮命令者を選任して仕様書等に定めるものとする。

2 担当労働者は、指揮命令者の指示に基づき、仕様書等に定める業務を遂行するものとする。

(担当労働者)

第6条 受注者が発注者に派遣する担当労働者に必要な技術能力及び人数等は、仕様書等により定めるものとする。

2 受注者は、担当労働者が仕様書等に定める業務を遂行できる技術能力を有することを保証するものとする。

(秩序の維持)

第7条 受注者は担当労働者に対し、派遣業務の実施にあたり、発注者の諸規定を遵守せしめ、発注者の指示に従い秩序の維持に努めることを周知徹底させるものとする。

(苦情処理)

第8条 担当労働者が派遣就業に関して、疑義、要望等がある場合には、原則として派遣元責任者から派遣先責任者に対してその旨申し入れるものとする。ただし、緊急の場合には担当労働者から直接派遣先責任者又は指揮命令者に申し入れるものとする。

(労働安全衛生)

第9条 発注者及び受注者は、派遣法に定める労働安全衛生に関する各条項を遵守するものとする。

(資料等の管理)

第10条 受注者は、次の事項を遵守するとともに担当労働者に対しこれを周知徹底させるものとする。

- (1) 発注者若しくは市民等から入手する一切の資料（以下「資料等」という。）については細心の注意をもって取り扱わなければならない。
- (2) 資料等を発注者の指定した目的以外に使用してはならない。
- (3) 方法の如何に関わらず、発注者の承諾なくして資料等を複製・複写してはなら

ない。

(4) 入手した資料等が以後の派遣業務遂行上必要でなくなったとき、及び発注者から返還を求められたときは即時にこれらを返還しなければならない。

(什器備品等)

第11条 担当労働者が派遣業務を実施するにあたり、必要とする発注者の帳票、電子計算機、什器備品等（以下「什器備品等」という。）については、発注者はこれを無償にて受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、什器備品等について細心の注意をもって取り扱い、発注者の指定した目的以外にこれを使用してはならない。又受注者は、この旨担当労働者に周知徹底させるものとする。

3 受注者は、次の各号に該当する場合、第1項に基づき貸与された什器備品等を速やかに発注者に返却するものとする。

(1) 当該派遣業務契約が終了した場合。

(2) 貸与期間が経過した場合。

(3) その他、正当な理由により発注者が返却を要求した場合。

(権利義務の譲渡等)

第12条 受注者は、この契約によって生ずる一切の権利、若しくは義務を第三者に譲渡し承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の派遣料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、派遣料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第13条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して又は大部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、この契約に関連又は付随して知り得た業務上の秘密を第三者に

漏洩してはならない。なお、受注者は担当労働者に対してもこの旨を周知徹底させるものとする。

2 前項の規定は、この契約が終了しても有効に存続するものとする。

(是正措置)

第15条 発注者は、担当労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実及び発注者が求める是正内容を受注者に通知するものとする。

(1) 能力的に派遣業務の遂行が困難であると発注者が認めた場合。

(2) 無断で欠勤した場合。

(3) 欠勤、早退、遅刻、私用外出をなす等勤務態度が適当でない場合。

(4) その他著しい協調性の欠如等、派遣業務の遂行に支障をきたすおそれのある場合。

(5) その他この契約に定める条項及び仕様書等に違反した場合

2 受注者は、発注者から前項の通知があった場合には、発注者と協議の上、当該担当労働者の交代等その是正に必要な措置を講ずるものとする。

(権利の帰属)

第16条 担当労働者が実施した派遣業務により作成された成果物、その他目的資料等（以下「目的資料」という。）及びこれらに関連して得られた技術的成果に関する所有権、工業所有権、著作権、その他一切の権利は発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、目的資料あるいは技術的成果の内容を第三者に漏洩しないものとし、担当労働者にも同様の義務を負わせるものとする。

(通知)

第17条 発注者は、当月1日から当月末日までの間（以下「対象期間」という。）の担当労働者ごとの派遣業の実施について原則として翌月5日までにその実績を発注者所定の書面によって受注者に通知するものとする。

(派遣料及び支払い)

第18条 派遣料は担当労働者ごとにこれを定めるものとする。

2 受注者は前条により、発注者からの通知を受けた内容に基づいて、対象期間の派遣料を発注者の指定する日（特に指定のない場合は翌月5日）までに発注者の指示する請求書により請求するものとする。

- 3 発注者が派遣業務の実施のために派遣期間中に担当労働者を出張させた場合には、その他発注者が必要と認めた場合には、発注者は別途発注者が定める基準により派遣料とは別に旅費を受注者に支払うものとし、受注者は当月度分旅費を当月度分派遣料とともに発注者に請求するものとする。
- 4 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に派遣料を支払わなければならない。
- 5 第2項の規定に関わらず、発注者があらかじめ指定した請求及び支払方法がある場合は、発注者及び受注者は当該方法により処理するものとする。

(業務内容の変更等)

第19条 発注者は、必要がある場合は受注者と協議の上、業務内容を変更し、若しくは業務を一時中止し、またはこれを打切ることができる。この場合において派遣期間又は派遣料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上書面により定めるものとする。

(担当労働者の雇用の安定を図るための措置)

第19条の2 この契約の解除にあたっては、担当労働者の雇用の安定を図るための措置として発注者と受注者は次の措置を講ずるものとする。

- (1) 発注者は、専ら発注者に起因する事由により、この契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、この契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前までに受注者に解除の申入れを行うものとする。
- (2) 発注者及び受注者は、この契約の契約期間が満了する前に担当労働者の責めに帰すべき事由によらずにこの契約の解除を行った場合には、就業をあっせんする等により、この契約に係る担当労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- (3) 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によりこの契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合には、担当労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくともこの契約の解除に伴い受注者がこの契約に係る担当労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、受注者が当該担当労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、受注

者がやむを得ない事由により当該担当労働者を解雇する場合は、発注者による解除の申入れがこの契約の解除を行おうとする日の30日前までに行われなかったことにより受注者が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、発注者及び受注者の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 発注者は、この契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、この契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにすることとする。

(発注者の損害賠償等)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第23条又は第23条の2の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第23条又は第23条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、派遣料から既履行部分に相応する派遣料を控除した額につき、遅延日数に応じ、次条第2項に規定する割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償等）

第20条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第4項の規定による派遣料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（金銭、有価証券等の取り扱い）

第21条 発注者は、担当労働者に金銭、有価証券、その他の貴重品の取り扱いをさせないものとする。ただし、業務上の必要がある場合には、別途覚書を締結するものとする。

（契約不適合責任）

第22条 派遣業務又は目的資料につき、この契約が終了した1年以内に、論理上の過誤その他受注者又は担当労働者の責に帰すべき事由に起因する契約の内容に適合しない事由（以下「契約不適合」という。）が発見され、発注者よりその補正又は追加を請求された場合には、受注者は自己の費用負担と責任とにおいて速やかに補

正又は追加を行うものとする。ただし、その補正又は追加に過分の費用を要するとき、発注者は、補正又は追加を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による補正又は追加をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて補正又は追加の催告をし、その期間内に補正又は追加がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 補正又は追加が不能であるとき。

(2) 受注者が補正又は追加を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が補正又は追加をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても補正又は追加を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の場合において、発注者に損害が発生したときは、賠償責任の存否及びその負担部分に関して、発注者と受注者とが誠意をもって協議の上定めるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第12条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、派遣業務に着手すべき期日を過ぎても派遣業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に派遣業務が完了しないとき又は履行期間後経過後相当の期間内に派遣業務を完了する見込みがないと認められるとき。



(4) 正当な理由なく、第22条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第23条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項の規定に違反して派遣料債権を譲渡したとき。

(2) 第12条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の債務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣料債権を譲渡したとき。

(9) 第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条の3 第23条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第24条 発注者は、業務が完了しない間は第23条又は第23条の2に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告による契約解除権）

第25条 発注者が、この契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条の2条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除の条件)

第26条 発注者は、専ら発注者に起因する事由により、契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に解除の申し入れを行うこととする。

2 発注者は、発注者の責に帰すべき事由により契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、少なくとも30日前に受注者に対しその旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、発注者は速やかに当該担当労働者の少なくとも30日分以上の賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。なお、発注者が予告した日と契約の解除を行おうとする日の間の期間が30日に満たない場合には、少なくとも契約の解除を行おうとする日の30日前の日から当該予告の日までの期間の日数分以上の賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。又、発注者及び受注者双方の責に帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(契約の解除に伴う措置)

第26条の2 発注者は、契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に労働者派遣を履行した部分があると認めたときは、当該既履行部分に相応する派遣料を受注者に支払わなければならない。

2 前項に規定する派遣料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(違約金等の控除)

第27条 受注者がこの契約に基づく違約金、賠償金、その他の発注者への支払金を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は、受注者に支払うべき委託金額の中からその金額を控除し、なお不足を生ずるときは、更に追徴する。

(期限の利益の喪失)

第27条の2 第23条の2各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に

対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第27条の3 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(談合行為に対する措置)

第28条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による派遣料（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による業務が完成した後においても同様とする。

(1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者

は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

- 4 第1項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 6 前各項に関する事項については、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

(関係法令の遵守)

第29条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(補 則)

第30条 この契約に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上これを定めるものとする。